

# 鹿沼市保育所等施設利用調整基準表

利用調整(入所選考)は、保護者や児童の状況などを本表に基づき指数化し、合計指数が高い児童から入所を決定していきます。□

## ○基準指数

番号	種別	保護者(父母)の状況	指数		認定	
			父	母		
1	就労	月150時間以上の就労を常態	10	10	標準時間	
		月140時間以上の就労を常態	9	9		
		月120時間以上の就労を常態	8	8		
		月100時間以上の就労を常態	7	7	短時間	
		月80時間以上の就労を常態	6	6		
2	出産	出産予定月の前後2か月を含む最長5か月	8	8	標準時間	
3	保護者の疾病	1か月以上の入院または入院見込み	10	10	標準時間	
		通院	1か月以上の常時臥床で保育が困難な場合	10		10
			1か月以上継続して保育が困難な場合	8	8	
4	保護者の障害	身体障害者手帳	1級もしくは2級	10	10	標準時間
			3級	7	7	
			4級から6級	5	5	
		精神障害者保健福祉手帳	1級もしくは2級	10	10	
			3級	8	8	
療育手帳	A1・A2・B1	10	10			
		B2	8	8		
5	親族の介護入院・看護	施設・病院等の付き添い(指数は就労に準ずる)			標準時間 短時間	
		居宅介護	要介護5・4	10		10
			要介護3	8		8
		上記以外の程度	4	4		
6	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育できない	10	10	標準時間	
7	就学等	学校・職業訓練(指数は就労に準ずる)			標準時間 短時間	
8	父母不存在	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等	10	10	標準時間	
		父母が単身赴任等で市外居住	10	10		
9	求職	求職中	2	2	短時間	
10	特例	虐待やDVのおそれがあること	10	10	標準時間	
11	その他	市の認める事由( )	10	10	標準時間	

・複数の要件に該当する場合、指数の高い方の要件を採用する。

・就労時間は、規則に基づく実労働時間とし、休憩、残業、通勤時間は除く。

## ○調整指数

番号	区分	状況	指数
1	ひとり親	ひとり親世帯	3
2	生活保護	生活保護世帯	1
3	保護者失業	保護者(父母両方)の失業により、就労の必要性が高い場合	1
4	児童の障害	児童または児童と生計を一つにしている児童が障害を有する場合	2
5	再入所	育児休業や家庭の都合により退所後、同じ保育施設を第1希望にする場合	3
6	産休・育休明け	産休・育休明けに入所を希望する場合	2
7	保育士	保護者が市内の認可保育施設に保育士として勤務している、または、勤務予定の場合	15
8	年長児	児童が次年度就学を控えている場合	3
9	連携施設入所	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童が、連携する施設(保育受入機能を持つものに限る)に第1希望で入所希望する場合。	100
10	小規模等卒園児	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合は除く)(第1希望で連携する施設に入所希望する場合は除く)	5
11	認定こども園入所中	認定こども園において教育利用を行っている児童が、同一施設における保育利用を希望する場合(基準指数の求職で加点されている場合は除く)	20
12	転入前入所中	転入による入所希望であって、転入前の市区町村の認可保育施設で保育中の場合	2
13	兄弟在園	第一希望で希望する保育施設に兄弟姉妹が入所している場合	18
14	兄弟同時申請	兄弟姉妹が同時期に入所希望の場合	3
15	第3子以降	第3子以降の児童(第3子以降保育料免除事業対象児童が対象)の入所を希望する場合	1
16	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	100
17	同居祖父母	同居祖父母が「不存在」または「65歳以上」または「就労等により保育できない」場合	3
18	別居祖父母	別居(市内在住)祖父母が「不存在」または「65歳以上」または「就労等により保育できない」場合	1
19	保育料滞納	未納の保育料が6か月分以上あり、かつ納付の相談がない、または未納保育料の納付約束を履行しない場合(卒園児、退園児も含む)	-10
20	入所辞退	入所内定後に辞退し、他の保育施設を希望した場合	-10

・調整指数において、同時に複数に該当する場合は、該当するものを全て加(減)算したものを世帯の調整指数とする。ただし、番号11に該当する場合は番号13の加算を行わない。

・必要書類が未提出の場合は利用調整の対象外とする

以上の方法で基準指数と調整指数の合計が同点となった場合は、次に記載する順に優先する。

番号	状況
1	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合は除く)
2	希望する保育所の希望順位が高い場合
3	基準指数が高い場合
4	入所希望月が早い場合
5	調整指数間の優先順位(①ひとり親、③児童の障害、④産休・育休明け、⑤生活保護、⑥保護者失業、⑦兄弟同時申請)
6	申込事由間の優先順位(①虐待、②災害、③不存在、④疾病、障害、⑤就労、⑥介護、⑦就学、⑧出産、⑨求職)